

# 第1章

## 就業支援に関する 施策等

### 1 就業相談・就職支援

#### (1) 母子自立支援員の配置

母子自立支援員は、母子家庭の抱えている問題を把握し、就業相談などその解決に必要な助言及び情報提供等を行い、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行う役割を担っており、国としても、引き続き、全国研修会を開催するなどその資質の向上を図るとともに、地方公共団体に対して適切な配置について助言する。

#### (2) 母子家庭等就業・自立支援センター

就業上の問題について助言を行う就業相談、求人開拓等を行う就業促進活動、資格の習得等を支援する就業支援講習会、母子家庭の母等に対し就業情報を提供する就業情報提供事業等、母子家庭等就業・自立支援センターが、各種の事業を適切に実施するよう、引き続き、努めていく。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業が多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-1）。

なお、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月少子化社会対策会議決定）において、平成21（2009）年度までに、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置することを目標として掲げている。

図表1-1-1 平成17（2005）年度における母子家庭等就業・自立支援センターの実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	合計(95)
実施自治体数(予定)	47か所	12か所	21か所	80か所
実施割合	100.0%	92.3%	60.0%	84.2%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ  
 (注) 数字は平成17(2005)年2月現在で把握した予定数である。

#### (3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導

今後とも、公共職業安定所において、母子家庭の母を含め、就職を望む者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施していく。

また、児童扶養手当制度に導入される自立支援プログラムの一環として、就職に向けた重点的な支援を行うため、福祉事務所等と連携し、稼働能力や就労意欲がある児童扶養手当受給者等に対して、個々の態様やニーズ等に応じてきめ細やかな就職支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を、東京都、大阪府及び14の政令指定都市で実施する。

## 2 職業能力開発

### (1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母に対し経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業は、平成17(2005)年度において436の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は53.6%である。より多くの地方公共団体で自立支援教育訓練給付金事業が実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく(図表1-1-2)。

また、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等が母子家庭の母に周知されるよう、地方公共団体に対し、引き続き助言を行っていく。

さらに、平成17(2005)年度より、自立支援教育訓練給付金事業の対象講座について、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等以外の講座で、都道府県等の長が地域の实情に応じて講座を指定する場合に、国への事前協議を廃止することとし、母子家庭の母が自立支援教育訓練給付金を活用しながら、地域の实情に応じたより幅広いスキルアップが可能となるよう充実を図った。

なお、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21(2009)年度までに、自立支援教育訓練費給付金事業を全都道府県・市等で実施することを目標としている。

図表1-1-2 平成17(2005)年度における自立支援教育訓練給付金事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(719)	合計(814)
実施自治体数(予定)	47か所	13か所	30か所	346か所	436か所
実施割合	100.0%	100.0%	85.7%	35.5%	53.6%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)1. 数字は平成17(2005)年2月現在で把握した予定数である。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ。)

### (2) 高等技能訓練促進費

母子家庭の母が保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に当該母子家庭の母に対し一定の手当を支給する高等技能訓練促進費事業は、平成17(2005)年度において343の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は42.1%である。より多くの地方公共団体で実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく(図表1-1-3)。

また、平成17(2005)年度より、高等技能訓練促進費事業の対象資格について、看護師、介護福祉士等以外にも、都道府県等の長が地域の实情に応じて対象資格を定める場合には、国への事前協議を廃止することとし、母子家庭の母が高等技能訓練促進費を活用しながら、地域の实情に応じたより幅広い資格の取得が可能となるよう充実を図った。

さらに、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21(2009)年度までに、本事業による1,300人の資格取得者数を目標として掲げているところであり、地方公共団体等とともに推

進を図っていく。

図表1-1-3 平成17(2005)年度における高等技能訓練促進費事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(719)	合計(814)
実施自治体数(予定)	40か所	10か所	28か所	265か所	343か所
実施割合	85.1%	76.9%	80.0%	36.9%	42.1%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成17(2005)年2月現在で把握した予定数である。

### (3) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、引き続き、訓練の受講を希望する者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんすることとし、これらの者のうち公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講するものには、雇用対策法に基づく訓練手当を支給する。

また、平成17(2005)年度より、新たに、就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母や自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じ受講を希望する児童扶養手当受給者に対し、民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した準備講習付き職業訓練を実施し、母子家庭の母等の職業的自立の促進を図っていく。準備講習付き職業訓練は、公共職業訓練受講の準備段階として、意識啓発等を目的とした準備講習(4~5日程度)を実施し、準備講習修了者は、実際の職業に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練(3~6月程度)の受講に移行することとしている。

### (4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について

指定保育士養成施設において必修となっている保育実習について、家庭的保育事業に補助者として従事している者又は従事したことのある者に対して、実習の一部を免除できる

保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとし、高等学校等を卒業した者は2年、義務教育課程を卒業した者は5年の従事経験があれば試験を受験できる

取扱いとしているところであり、引き続き、こうした取扱いについて周知を図っていく。

## 3 雇用・就業機会の増大

### (1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、引き続き、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する。

## (2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母を常用雇用として雇用した場合に事業主に対して奨励金を支給する常用雇用転換奨励金事業は、平成17(2005)年度において197の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は24.2%である。より多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく(図表1-1-4)。

図表1-1-4 平成17(2005)年度における常用雇用転換奨励金事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(719)	合計(814)
実施自治体数(予定)	31か所	4か所	12か所	150か所	197か所
実施割合	66.0%	30.8%	34.3%	20.9%	24.2%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字は平成17(2005)年2月現在で把握した予定数である。

## (3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子どもの養育との両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にあるため、引き続き、これら母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル雇用)制度を母子家庭の母等に対しても引き続き実施し、早期就職の促進を図っていく。

## (4) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可にあたっては、平成17(2005)年度においても母子家庭の母の支援の一環として、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、製造たばこの小売販売業の許可に際して適用している距離基準を緩和した距離を引き続き適用していくこととする。

## (5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

地方公共団体等に対し、引き続き母子家庭施策担当者の全国会議の場等を通じ、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図っていく。

## (6) 特定事業推進モデル事業

地方公共団体が、地域の実情に応じ、母子家庭の新たな就労の機会を創出するなど先駆的な事業をモデル的に実施し、課題の評価検討を行った上、推奨すべき事例と認められる事業について、全国的な普及展開を図ることを目的とした特定事業推進モデル事業については、引き続き、地方公共団体の地域の実情に応じた先駆的な事業実施が図られるよう、全国会議等の場を通じて呼びかけていく。

## 4 児童扶養手当受給者に対する就労支援事業（自立支援プログラム）

児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携しつつ、就業に結びつけていく必要がある。

このため、福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接・相談を実施し、本人の生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていく。